

# 鳥取縣公報

昭和二十二年十月十日  
第八百五十號

金曜日

## 告示

### 鳥取縣告示第四百四十八號

昭和二十二年閣令内務省令第一號第八條第一項の規定により西伯郡春日村農地委員會委員の候補者につき覺書に掲げる條項に該當する者でない旨の確認を求むべき期日を次のように指定する。

昭和二十二年十月十日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一、昭和二十二年十月十一日より  
昭和二十二年十月十五日まで

### 鳥取縣告示第四百四十九號

東伯、八頭地方事務所管内において縣稅檢査章並びに縣稅滯納者財産差押證票を次のように返納並びに交付した。

昭和二十二年十月十日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

區分	番號	返納交付年月日	所屬廳名	職名	氏名
縣稅檢査章	一一	昭和二十二年九月廿三日返納	東伯地方鳥取縣事務所	務吏員	藤井 繁
同	二五	同廿五日同	同	同	谷本萬嘉
同	六	同十月二日交付同	同	同	山田幸夫
同	三三	同一日同	八頭同	同	奥田端津雄
縣稅滯納者財産差押證票	一一	同九月廿二日返納	東伯同	同	藤井 繁
同	二七	同廿五日同	同	同	谷本萬嘉
同	三五	同十月二日交付同	同	同	山田幸夫
同	三八	同一日同	八頭同	同	奥田端津雄

### 鳥取縣告示第四百五十號

助産婦名簿登錄事項中次のように訂正した。

昭和二十二年十月十日



番號	品名	一回の販賣數量	一回の販賣數量	一回の販賣數量	一回の販賣數量
一六	蕪扇同	二、八四一、一	二、九六一、五〇	三、一五四、三〇	三、二七四、八〇
一七	藍扇同	二、二〇三、一	二、二九四、五〇	二、四四〇、九〇	二、五三二、四〇
一八	特藍扇同	二、三〇二、一	二、三九八、一	二、五〇一、六〇	二、六四七、六〇
一九	線扇同	二、〇一六、一	二、〇九九、一	二、二三一、八〇	二、三三四、八〇
二〇	黒色鑛山火柴	二、一五、一	二、一〇三、五〇	二、三四、五〇	二、四三〇、一
二一	火工品	一回の販賣數量	同	同	同
二二	三號雷管	三、一、一八六、一	三、三三六、一	三、五〇、四三	三、七五、七
二三	六號同	三、四、九〇六、一	三、七七九、七〇	四、〇六〇、七五	四、二五、四
二四	八號同	三、四、一五四、一	三、八六五、一〇	四、〇九四、四三	四、二五、九三
二五	六號電氣雷管	三、〇、〇八六、一	三、六六七、四〇	三、三九八、一八	三、七三、一
二六	深水六號同	八、六、〇三八、一	九、三一九、二〇	六、五〇二、三四	六、八六、一
二七	六號投發同	一、〇、三七四、一	一、九五五、六〇	一、九二八、三二	一、三三八、七三

番號	品名	一回の販賣數量	一回の販賣數量	一回の販賣數量	一回の販賣數量
二八	第一種導火線	九、五二、二〇	一、五三〇、九〇	一、八九、五四	一、〇〇米未滿
二九	第二種同	八、二七九、六〇	一、三三七、二〇	一、六四、三二	一、〇〇米未滿
三〇	第三種同	七、八五七、二〇	一、二五七、九〇	二、五五、七四	一、〇〇米未滿
三一	第二種導火線	七、八五七、二〇	一、三三一、五〇	四、二一、九九	一、〇〇米未滿

一、藥徑二十五粒以下の硝安爆薬ダイナマイト及びカトリットはそれらの額に二〇〇圓を加算した額とする。

二、張出附六號、雷管は六號の額に二〇〇圓を加算した額とする。

三、電氣雷管脚線の長さ一、二米を越ゆるものは一米に對し、〇、三米を越す毎にこの表のそれらの額に三、〇〇〇圓を加算した額とする。

鳥取縣告示第百五十四號

價格等取締規則第二條の規定によりファイバー製靴の販賣價格の届出があつたのでこれを受理した。

昭和二十二年十月十日

鳥取縣知事 西尾 愛治

一、届出人住所、名稱及び氏名  
鳥取市東品治町一四  
三宅興業有限會社

二、届出品名及び價格

一、品名 ファイバー製靴(ヴァルカナイズドファイバーケース)

二、販賣價格(税込)

製造業者販賣價格 販賣業者販賣價格

一尺九寸 四二〇圓〇〇 五五〇圓〇〇

一尺七寸 三七〇、〇〇 四九〇、〇〇

三、この價格は賣主の店先渡し、の價格であつて荷造包裝費は製造業者の負擔とする。

四、この價格は鳥取縣價格査定委員會の査定を受け査定證紙を貼付したもの、價格とし、査定を受けないもの又は證紙の貼付してないもの、價格は五割下げとする。